

教育実習の申し込みについて

本校での教育実習を希望する卒業生は、以下の注意事項に従って申し込み手続きを行ってください。

1 実習期間

原則6月の第1月曜日より2週間（保健体育は3週間）とする。また、受け入れ人数等の条件により2学期にも実施することがある。その場合は、原則として中間考査終了後の月曜日から2週間（保健体育は3週間）とする。

なお、中学校教員免許に必要な実習期間は設定していないので注意してください。（保健体育を除く。）

2 受け入れ条件

次の（1）～（3）の条件を満たすものとする。

- （1）本校の卒業生であること。
- （2）教師を志す意思が強固であり、教員採用試験を受験する者。
- （3）本校の教育方針に従い、教職員と同じ自覚と責任をもって実習にあたる者。

3 申し込み手続および受け入れまでの流れ

- （1）申し込み期間は、実習実施前年の5月1日から31日まで（休業日は除く）とする。
- （2）実習希望者は、教育実習申込書（→ダウンロード）に必要事項を記入し、期間内に本校教務部へ持参すること（時間は8:30～17:00とする）。なお、来校が困難な場合は期間内必着で郵送も可とするが、その場合は事前に電話で本校教務部に許可を得ること。
- （3）受け入れ終了後、希望教科・人数等の諸条件を検討し、受け入れ内定者を決定する。なお、受け入れ可能人数を超えた場合には、代理抽選等の方法で決定することがある。また、内定の結果は、原則として6月中に本人へ通知する。
- （4）9月に受け入れ内定者を招集し、必要書類の提出や課題等についての指示を行う。
- （5）提出された書類・課題等を本校で審査し、受け入れの可否を決定する。
- （6）本人および大学へ文書で内諾等の連絡を行う。

4 その他

- （1）教員数などにより受け入れ体制が十分に整えられない教科・科目は申し込みを断ることがある。
- （2）受け入れ内定後であっても、課題の内容などが適当と認められない場合には実習を断ります。また、受け入れ決定後も、不適当と認められる事情が生じた場合には、実習を断ることがある。

問い合わせ先 京都府立西城陽高等学校・教務部
〒610-0117
京都府城陽市枇杷庄京縄手 46-1
(Tel 0774-53-5455)